

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。労働者派遣の実績およびマージン率等は下記のとおりです。

対象期間：2020年10月1日～2021年9月30日					
派遣労働者の数	2人	派遣先の数	1社	マージン率	58.7%
派遣料金の1人あたり平均額			50,000円（1日8時間あたり換算）		
派遣社員の平均賃金			20,661円（1日8時間あたり換算）		
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無				有	
教育訓練に関する事項					
教育訓練の種類		実施人数		方法	
雇入れ時 ・ビジネスマナーの基礎 ・OA研修		1人		方法：off-JT 賃金：有給 対象者の費用負担：なし 実施主体：派遣元事業主	
入社1年目研修 ・ホームページ運用研修（基礎） ・キャリアデザイン研修		0人（該当者なし）			
入社2年目研修 ・ホームページ運用研修（応用） ・システム操作研修（基礎） ・キャリアデザイン研修		0人（該当者なし）			
入社3年目研修 ・ホームページ運用研修（応用） ・システム操作研修（応用） ・キャリアデザイン研修		0人（該当者なし）			
入社4年目以降及び無期雇用研修 ・マネジメント研修 ・キャリアデザイン研修		1人			
福利厚生		各種社会保険加入、慶弔休暇等			

派遣料金の中で多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- プロジェクト進行に関する交通費
- 事業主負担分の社会保険料（厚生年金保険・健康保険・介護保険）
- 年次有給休暇・特別休暇等の取得賃金
- 教育訓練費・福利厚生費・健康診断料（一般・生活習慣病等・産業医契約料など）
- 退職金積立(正社員)などの諸経費
- 派遣事業運営費（通信費、設備費、など）
- 営業利益

※マージン率に関する計算方法及び特記事項

- 派遣料金には、プロジェクト進行に関する移動交通費を含んでいるため、マージン率に対して交通費（経費）費用の割合が高くなっております。
- 自社の社員を派遣していることと、自社の業務を兼ねる者もいるため、本社と派遣労働者との連絡手段として携帯電話端末、ノート型パソコン、モバイルルータの貸与も行っておりその経費も派遣料金に含んでいます。

上記が主な理由として、一般的な労働者派遣事業と比較すると、マージン率が増加している理由となっています。